

# やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信  
No.60 (2004.9.14)  
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119  
大垣市田町1-20-1 近藤方

## 終わらない徳山ダム事業費増額問題

どこから04年度徳山ダム事業費追加分87億円をひねり出すのか?

### 治水特別会計という官僚独裁のポケット

7月15日、国交大臣は、徳山ダム事業実施計画変更を認可し、財務省の要求する「所定の手続き」は一応済んだ。参院選後の臨時国会に補正予算案が出て、通ってしまう（衆院は与党多数だから、補正予算を通すのに何の支障もない）、それで「一件落着」と思っていたら、補正予算案そのものが出なかった。

だが、徳山ダム建設工事は昼夜を分かたぬ突貫工事で進められている。そのお金はどこから来るのか? 国交省に問い合わせ中に担当者が「夏休み」をとり、その返答の出る前の8月17日、朝日新聞が「徳山ダム建設費47億円を上乗せ・残りは来月以降に」と報じた。

休み明けの担当者に食い下がったら「多分、治水特別会計内部の流用かと思いますが…」と要領を得ない。8月25日に中部地方整備局に押しかけて、外枠を引き出した。

### 04年(平成16年)度特別会計予算 予算総則

第15条 「政法第33条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することのできる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第2表	特別会計の一部の勘定の	項の間の移用
特別会計	勘定	移用することができる項
治水	治水	河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発事業交付金、建設機械整備費、都市水環境整備事業費、治水事業工事諸費の各項
		北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費、北海道都市水環境整備事業費の各項
	特定多目的ダム建設工事	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入

04年度当初予算の「徳山ダム事業費」は93億円であった。それが年度途中で2倍近く(180億円。追加分87億円)に膨れるのに国会承認は不必要だ、というのだ。

「当初から『所定の手続きを経れば追加予算措置を行う』と、財務省も言っていました」「項の間の移用となると財務省と協議しなければならないから、とても大変なのです。(項の中の流用は河川局内部のみの手続きで済む日常的な事。流用ではなく、移用である、財務省の承認が必要であることを強調したかったらしい。)」 (次ページに続く)

9月30日(木) 10時30分～ 徳山ダム控訴審第2回  
名古屋地・高裁合同庁舎2号法廷(大きい法廷です)

控訴審の枠組みを決めていく大切な口頭弁論です。事実審理に入らせるためにも、多くの人の監視が必要です。是非傍聴をお願いします。10時に1階ロビー集合

霞ヶ関の官庁間の手続きが煩雑かどうかは、国交省にとっては大問題でも、納税者には関係ない。予算は、各事業ごとに「箇所付け」されているはず。予算編成時期に霞ヶ関が箇所付けを巡って「陳情」ラッシュになるのは一体何なのだ（「自分がこの予算を獲った」と政治家が吹聴するのは「お笑い」ということになる）？ これでは、国会が「予算」で政府をチェックするという機能が働かない。つまり財政民主主義は空念仏、三権分立は絵に描いた餅ということではないか。

これを聞いて、「ヘンな仕組み」と感想を述べたら、「特別会計はいろいろあるのですよ。道路特別会計とか…」とか言い出す。赤信号、みんなで渡っているのだから構わない、という感覚らしい。（読者の方は「財政法第33条1項」と「治水特別会計法」を知っていましたか？官僚独裁は、財政も含めて法的にシステム化されています。野党の「官僚批判」が、こういうところまで切り込まないのがもどかしい。）

結局どこを削って徳山ダム事業費に回すか、という財源の問題については

**「1）水資源開発事業交付金 / 2）河川事業費の中の河川改修費 3）砂防事業費の中の砂防事業費補助及び地滑り対策事業費補助 からの移用」ということまでしか明らかにされていない。中部地方整備局管内での移用とは限らないから、全国の堤防決壊や土砂災害に関係する。洪水で破堤したら、あるいは土砂災害が起こったら「要らない徳山ダムのせい災害が引き起こされた」と国交省を非難しても、あながち的外れではない、ということである。**

## よく分からない「施設実力調査」／新たなダムづくりの口実

6月に全部変更された木曾川フルプランで、徳山ダムの利水容量は大幅縮小された。各県の需給想定調査では、需要予測は大幅下方修正で、そのままではいくら「長期的」と言っても徳山ダムに水需要は発生しない。そこで改めて持ち出されたのが「少雨化傾向で既設の水源地の実力が低下している」という論法であり、「施設実力調査」と称して04年1月になってから各県に伝えられた数字である。曰く「牧尾ダム＝70%」「岩屋ダム＝44%」…。これを以て各県は「供給能力の低下」を理由に「徳山ダムの水が（少々）要る」とした。

当初の計画から相当期間が経過して流況が変化してから再計算する、ということ自体は誤りではないだろう。しかし、鳴り物入りの「施設実力調査」は、従来通りの計画策定手順で、従来の水利権ルールを前提とし、（未利用水の存在など無視した）開発水量全体についてシミュレーションしただけ、というもの。単純すぎる。これでは「施設実力」が大きく下がるのは当たり前。真の「実力評価」とは何か、の議論が全くなされずに、この数字をもとにして巨大な水源地（徳山ダム）にGOサインを出すなど暴論としか言いようがない。

また、流況の変化が大きいのなら、1968年（「電子計算機」がなかなか使えない時代）に設定した基本高水流量も再計算すべきではないか。（新たなデータが年々集積されている。「母集団が大きければカバー率100%をとることはない」国交省の河川技術者がポロツと言った）。97年河川法改正はそれを促しているはずである。

長良川河口堰運用開始強行の「引替証文」として「環境重視・住民参加」を謳い文句に登場した改正河川法は、同じ木曾川フルプランに位置づけられた徳山ダム建設強行のために葬り去られようとしている。（さらに「河川法の目的に『環境』が付け加えられたから、『環境改善を目的とするダム』もあり」と来ては何をかいわんや、である）

## やっぱり危ない「新洪水調節計画」／河川法脱法の治水計画変更

徳山ダム事業費大幅増額の事業実施計画変更が大きな抵抗なくなされてしまったのは、一つには本体工事が進んでいる、という既成事実であり、もう一つは「徳山ダムと横山ダムを

連携して洪水調節をすることにより、揖斐川の治水安全度が向上する」という宣伝である。

6月2日に「徳山ダムをやめさせる会」が口頭で、また6月9日に近藤昭一衆議院議員を通じて出した資料請求の回答が、やっと9月4日に到着した。

荒崎水害のあった02年7月10日洪水については、「引き伸ばし」なしの実績でも、計画高水流量を超える箇所があることが明らかになった（上記宣伝では、基準地点・万石のみを示し、計画高水流量以下におさまるとしていた）。「徳山ダム完成で治水安全度が大きく向上する」というのは、「徳山ダム建設以外の治水対策は何もしない」ということを意味している。

また、現行工事实施基本計画（「みなし」河川整備基本方針・河川整備計画）を算出したときは、貯留関数法の係数・定数を変えて来ていることも分かった。

これらの意味するところは、分析をお願いしているところである。

この04年度の追加予算問題の回答もしないうちから、**05年度概算要求311億2200万円**が出されている。このほとんどは「治水」分で全国の納税者の負担になっている。つまり「あなたの払った税金」なのだ。

## 8月21日、22日 恒例・徳山村キャンプ



徳山ダム工事現場を見学しました。「もう2度と見られない光景ですからしっかり見ておいて下さい」と水機構の職員にいわれたくない…。

しかし「まだ見ていない」方は今年中にご覧になることをお勧めします、すでに昨年とは大きく様変わりしてしまったことは事実です。



## 8/28~29 徳山ダム現場見学交流会 (関ダム会・Nさんの報告より一部抜粋)

大人11人、小人2人、計13人の参加でした。

台風予測にも拘らず、28,29日の両日は、暑くもなく、寒くもなく、雨も帰路の車内までは降らず、絶好のダム日和?でした。自然の神様も、その存在の大きさを自覚しているグループの行動を大目に見てくれたのかもしれないね。帰路の雨は、まさしくダムバスターズ達の涙雨だったのでしょう。

<28日・交流会> 「子守唄の里・五木を育む清流 川辺川を守る関西の会」のKさん持参の特性アユ焼き機を目の前にし、川辺川の巨大なアユ(これでも尺アユではない)が姿を現した時は、一同「オー」と感嘆の声。アユのイメージが一変したことでしょう。その視覚効果、臭覚効果、串を持った時の重量感、味覚効果と相乗し、座る場所もままならないロケーションにも拘らず、話は途切れることなく気が付けば11時を回っていました。いろんな話題で盛り上がり、笑い有り、怒り有りて日々の喧騒を忘れ去る一時でした。

<29日・徳山ダム工事現場&集落跡見学> 朝9時40分定刻丁度に到着。シャトルバスと係員が待っていてくれました。作業休みのおかげで、停車中の90トン巨大ダンプの運転席まで上がりました。3階建ての家の屋根裏に梯子で登るような感じでした。ダム建設の進捗率は61%との事。自然破壊のすさまじさと、巨大人工建造物の異様さは、私の持つ単語では表現しがたく、皆様の想像に委ねる事にします。

約1時間の見学の後、上流部を近藤さん、竹村さんの補足説明を聞きながら見学、藤橋村「道の駅」で昼食をとり、久瀬村の露天風呂温泉に浸かりそれぞれ帰路につきました。

## 8月9日、荒崎水害被災者、岐阜県を提訴 (新聞記事参照)

04年夏の各地での水害(7月の新潟・福井だけではない)は、「ダムで洪水は防げない」「ダム」に予算を食われて堤防の改修等がなござりにされている」ことを明らかにしている。

徳山ダムが完成しても、揖斐川支流大谷川流域・荒崎地区の水害は防げない。古くから遊水地として知られている地域を市街化区域に指定する一方、水害を防ぐ手だてを何ら講じようとして来なかった行政の責任が問われている。

## 10/30 内海(うちのみ)ダム再開発を検証する全国集会

## 10/31 水源開発問題全国連絡会総会

於：香川県小豆郡内海町(寒霞溪のある国立公園内に大きな堤体を作る計画!?)

## 8/26 諫早湾干拓工事差止決定出される—工事中断

諫早湾干拓事業は有害無益な「公共」事業だ! 国は直ちに事業中止を決断せよ!

☆ 原告会費2004年後半分をお願いします。一般会費未納の方もよろしくお願いたします。毎回郵便振替用紙を同封していますので、すでに今年の会費を頂いている方にも入っています。余裕のあるときに少しでもカンパを頂けると幸いです。

「やめよ!徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会 代表：上田武夫  
編集責任：近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1  
TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama-dam@cside.com  
URL: <http://tokuyama-dam.cside.com/>  
郵便振替：00800-7-31632 年会費 2000円

### 国交省概算要求

# 徳山ダム導水路調査盛る

## ルート案2—3年かけ

国土交通省が二十六日まとめた二〇〇五年度予算の概算要求で、建設中の徳山ダム(岐阜県藤橋村)の水を漏水対策や都市用水として利用するため、ダムのある揖斐川と木曽川を結ぶ導水路の実施計画調査が盛り込まれた。

導水路は、徳山ダムの円となっている徳山ダム下流にある横山ダム近くで取水し、愛知県犬山市の木曽川取水口まで結ぶ延長約五十キロのルートが有力視されているが、ほかに増額を見込んでいたルート案も含め二—三年かけて調査に取り組む。事業費が九百六十億円も増え総額三千五百億



### 要らない導水路計画に新規予算!

私たちが「導水路計画さえない徳山ダム事業の欠陥」を指摘すると、このように「問題」を消そうとしてくる…予想済みではあるけれど。

# 徳山ダム増額負担金 10億円程度を計上へ

## 徳山ダム 反対派が抗議声明

「徳山ダム建設中止を」の十倍にも膨れ上がった。発表した。求める会(上田武夫代表)は、同会は、同ダムの本年度事業が、財務省との協

表)は二十六日、国土交通省の来年度予算概算要求で、徳山ダム(藤橋)設工事を直ちに凍結し、村)事業費約三百十一億改正河川法にのっとりた円が盛り込まれたことに「総事業費は当初べきた」との抗議声明を

04・08・27 中日新聞岐阜県版

(石川 浩)

県は、徳山ダム(藤橋村)の事業費増額分の建設負担金について、九月補正予算案に計上する方針を固めた。本年度当初の国の同ダム事業費は、国土交通省などの要求額のほぼ半額にとどまり増額は認められなかったが、事業実施計画などの変更手続きが終わり、年度内に要求額が確保される見通しとなったため。補正予算案への計上は十億円程度になる見込み。(石川 浩)

## 9月補正予算で県

# 住民、水害で県提訴

## 慰謝料8000万円請求

### 「河川管理を怠った」

#### 大垣市荒崎地区

県が水害を防ぐ適切な措置を取らなかったため浸水被害で精神的苦痛を受けたとして、二〇〇二（平成十四）年七月の荒崎水害で浸水に遭った大垣市荒崎地区の住民が九日、県に慰謝料八千八十五万円を求める訴訟を岐阜地裁に起した。



横断幕や上り旗を手に、岐阜地裁に入る原告団  
11日午後2時、岐阜市美江寺町、岐阜地裁

訴えたのは、同地区のからの越流で、床上浸水

住民百七十九人（床上浸水三百九戸、床下浸水百七  
水百三十九人、床下浸水 十三戸の計四百八十二戸  
四十人）でつくる「荒崎が浸水被害を受けた。住  
水害訴訟原告団」（安保 民は「県は同地区を市街  
千春団長。 化区域に指定しながら、  
訴状などによると、同 河川管理を怠った」とし  
地区は一年前の七月、県 て、床上浸水の世帯に五  
の管理する揖斐川支流大 十五万円、床下浸水の世  
谷川洗堰（あらいせき） 帯に十二万円を支払うよ

### 「遊水地に措置講じず」

原告団 会 見

荒崎水害訴訟の原告団 三弁護士は「洗堰が越流 方法は、被害を受けた個  
は九日、提訴後に岐阜市 することは問題になら 別の財産の賠償は立証に  
端詰町の県弁護士会館で ず。越流対策の池をつく 時間がかるため、慰謝  
記者会見し、安保千春団 らずに洗堰を運用してい 料を請求して早期決着を  
長らは「増水のたびに洗 ることが安全性を欠く」と 狙う。  
堰（あらいせき）からの 指摘した。 安保団長は「目的は水  
越流で、荒崎地区は犠牲 訴訟では洗堰の撤去や 害をなくすこと。県の管  
になってきた。不平等な 輪中堤の設置などは求め 理責任を立証し、治水の  
状態を改善してほしい」と、長年にわたって水害 ず、洗堰の適切な管理を 抜本的な改革をしてほし  
に苦しむ同地区の窮状を いた」と訴訟の行方に向け 及する方針。損害賠償の  
訴えた。

### 度重なる水害に苦悩

原告団180人「安心を」

争点となるのは、同地 区が洗堰の遊水地と知り ながら適切な措置を講じ てこなかった、県の管理 責任。弁護士長の笹田参 度重なる水害に苦悩し「揆」の声。大垣市荒崎 区で上げられた「平成水一地区の被災住民は今年六

う求めた。

原告の住民ら五十五人 は九日午後、「平成水一 百八十人にまで膨れ上がった。 探（いっき）」「洗堰の 越流水を住宅地へ浸水さ せるな」と書かれた横断 幕を手に、同地裁前を行 進。同地裁に訴状を提出 し、受理された。

安保団長は「雨が降る たびに不安を感じる住民 が大勢いる。安心して暮 らせるための措置を講じ てほしい」と話した。 梶原拓知事は「訴状が 届いていないので、コメ ントは差し控えたい」と 帯に十二万円を支払うよ

月に、荒崎水害訴訟原告 団を結成。メンバーは約 百八十人にまで膨れ上が った。 原告団の中心となった のは「荒崎地区から水害 をなくす会」。同会は二 〇〇二（平成十四）年十 一月に発足以来、河川改 修工事の早期完成を訴え る一方、同地区を市街化 区域とした行政責任を追 及してきた。また、大垣 市に対しては固定資産税 の引き下げを求めた。 今回の訴訟については 被災一周年を機に開いた 住民大会で「水害による 損害補償の要求」決議文 を採択。提訴に向けた準 備を進めてきた。

九日の岐阜地裁での提 訴に中学生の孫娘らと参 加した。同市島町の北澤 ユキ江さん（六）は「住み 始めてからの三十四年間 で床上浸水を五回、床下 浸水を三回経験した。一 人で生活していた時もあ り、家具が水浸しになっ ても何もできず、悔し涙 を流した。家はもうボロ ボロで、先ごろ年金をは たいて直した」と語り、 雨が降っても不安なく寝 られる夜を切望する。 また、同所の無職の男 性（三）は「水害不安で若 者がどんどん土地を離れ ており、このままでは高 齢者だけのゴーストタウ ンになってしまふ」と得 来の不安を話し、「お金 が欲しくて提訴したんじ ゃない。みんなが安心し て住める地域にしてほし かった」と語気を強め